

第9回松島町子ども・子育て会議

見なし確認(利用定員の設定)について

既存教育・保育施設に係る「みなし確認(利用定員の設定について)」

【確認制度と利用定員についての概要】

- 新制度においては、施設・事業者からの申請に基づき、町が確認し財政支援の対象とする。
- 給付実施主体の町が、認可を受けた施設等に対して、その申請に基づき、各号認定ごとの利用定員を定めた上で給付対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払う。
- 新制度施行時に認可等を受けている施設は、確認があったものとみなされる(「みなし確認」)。←公立幼稚園・保育所
- 利用定員は認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人数が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要。
- 認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、認可定員を利用定員の合わせて減少させる手続きを求めるものではない。

既存教育・保育施設に係る「みなし確認(利用定員の設定について)」

認可定員 → 教育・保育施設の設置に当たり認可若しくは認定され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員

利用定員 → 子ども・子育て支援法第27条第1項の確認において定め、給付費(委託費)の単価水準を定めるもの

※設定例

施設名	認可定員 (現在の 定員数)	利用実績 (過去3年 平均)	平成27年度利用定員(みなし確認)			
			1号	2号	3号	
			3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳
松島第一 幼稚園	90	47	70			
高城保育所	120	87		55	31	13

既存教育・保育施設に係る「みなし確認(利用定員の設定について)」

施設名称	現定員	利用定員					計	過去3年間の利用人数				
		1号認定	2号認定	3号認定				H24	H25	H26	計	平均
				0歳児	1・2歳児	小計						
松島第一幼稚園	90					0	0	42	50	50	142	47
松島第二幼稚園	60					0	0	37	31	30	98	33
松島第五幼稚園	30					0	0	23	16	20	59	20
計	180							102	97	100	299	100
高城保育所	120					0	0	92	90	79	261	87
松島保育所	60					0	0	27	29	34	90	30
磯崎保育所	60					0	0	38	46	49	133	44
高城保育所分園	29					0	0	21	21	21	63	21
計	269							178	186	183	547	182